

昭和五十四年五月十七日提出
質問 第三一 号

東京湾岸道路の建設に伴う環境影響評価技術指針に基づく調査等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年五月十七日

提出者 木原 実

衆議院議長 灘尾 弘吉 殿

東京湾岸道路の建設に伴う環境影響評価技術指針に基づく調査等に関する質問主意書

一 建設省は国道三五七号の、日本道路公団（以下「公団」という。）は東関東自動車道（以下「東関東」という。）の建設に当たっているが、市川市から千葉市に至る区間について次の質問に答えられたい。

1 建設者別、工事区間別に実施若しくは計画している環境保全対策の全容を明らかにされたい。

2 環境影響評価技術指針に基づく予測及び評価は統一的な項目及び手法によつて実施されているか、統一されている場合の項目及び手法を明らかにされたい。また、異なる項目及び手法によつた場合も明らかにされたい。

3 右記の環境影響事前予測評価について住民から提起された疑義があれば、その内容を建設者別、工事区間別に明らかにされたい。また、それらの疑義についての政府の見解を承りたい。

4 環境対策上沿道住民から出されている要望ないし提案があれば、建設者別、工事区間別に明らかにされたい。更に、それらの提案、要望のうち建設省及び公団が実施したもの若しくは実施計画に取り入れたものがあれば明らかにされたい。

二 前項1から4までの項目のすべてに関連するが、千葉市幕張西地区(埋立地幕張B地区)の住民は昭和五十三年六月に「東京湾岸道路の環境影響評価(千葉市幕張西地区)住民アセスメントをめざして」と題して、住民が独自に自力で同地区の環境影響事前予測評価を実施しているが、これに関して次の項目に答えられたい。

1 住民が環境保全についてこのような努力をしたことについて、政府の見解を承りたい。

2 「住民のアセスメント」の予測評価の項目、手法及び結論について、政府が環境保全政策とし

て目指す方向との比較検討をした場合に相容れない点があれば具体的に明らかにされたい。

三 建設省関東地方建設局千葉国道工事事務所及び公団東京第一建設局市川工事事務所は、昭和五十三年十二月に「幕張西地区における東京湾岸道路の環境対策について」（以下「対策書」という。）という文書を千葉県、千葉市及び幕張西地区住民に提示しているが、これに関して以下1から5までの項目について答えられたい。

1 対策書について千葉県にその検討を要請したか。もし要請したとすれば千葉県の検討結果の回答状況を明らかにされたい。

2 対策書について千葉市にその検討を要請したか。もし要請したとすれば千葉市の検討結果の回答状況を明らかにされたい。

3 対策書は環境庁にも提示されたか。提示されたとすれば環境庁における「対策書」の取り扱

い状況を明らかにされたい。

4 対策書の騒音に関する予測について

(イ) 道路と垂直方向の騒音は予測されているが、走行車輔が進行方向後向きに発する騒音の影響が予測値に算入されていない理由はなぜか、政府の見解を承りたい。

(ロ) 京葉道路、国道一四号、都市計画道路三三九号及び同三一四号に起因する騒音と湾岸道路（東関道及び国道三五七号）に起因する騒音を合成した予測値を示していないのはなぜか、政府の見解を承りたい。

5 対策書の大气に関する予測について浮遊粉じん、炭化水素、一酸化炭素の排出総量及び拡散を予測していないのはなぜか、政府の見解を承りたい。

四 千葉市幕張西地区(埋立地幕張B地区)には隣接してすでに京葉道路、同幕張インターチェンジ及び国道一四号があるが、このような地区にさらに超大型道路とも言える東京湾岸道路の建

設計画がなされたことに関して、以下の質問に答えられたい。

1 京葉道路ないし国道一四号に面する部分について環境基準は達成されているか。達成されていないとすれば、達成の目標年次及び達成のための施策の策定状況を明らかにされたい。

2 東京湾岸道路の新設に当たつて、同地区の環境基準達成の視点から次のことをどのように配慮したか明らかにされたい。

(イ) 東京湾岸道路と京葉道路及び国道一四号とが極めて近接していること

(ロ) 京葉道路幕張インターチェンジと東関道習志野料金所及び東関道幕張インターチェンジが極めて近接していること

(ハ) 都市計画道路三一四号及び三三九号を通じてこの東京湾岸道路と国道一四号及び京葉道路との自動車交通の流れ

五 東関道習志野料金所に関して以下の項目について答えられたい。

1 習志野料金所対策を実施する区域には一部千葉市幕張西地区を含んでおり、公団は同料金所の設置計画及び環境対策について同地区住民に対しどのような説明をしたか明らかにされたい。

2 同対策についての千葉市と公団との連絡、協議状況を明らかにされたい。

3 習志野料金所の設置及びその環境対策について習志野市と公団の連絡、協議状況及び同市民への説明状況を明らかにされたい。

4 千葉市幕張西地区住民は習志野料金所の分散縮小を提案しているが、これについて公団はいかなる回答をしたか明らかにされたい。

5 千葉市幕張西地区住民に対する回答が十分に住民を納得させうるに足るものか否か、政府の見解を明らかにされたい。

六 環境庁長官は建設大臣に対し、昭和五十二年十二月二十日付環大特第一一〇号「環境保全上
当面講ずべき道路交通騒音対策に係わる措置について」にて五項目の要請をしているが、この
要請との関連において以下の項目に回答されたい。

1 建設大臣は要請の各項目について、具体的にどのような措置を講じたか。

2 建設大臣は環境庁長官に対し、どのような事務連絡をしたか。

3 要請の第四項目には「道路の新設にあたっては、環境基準について計画段階から十分配慮
すること」と明記されているが、新設道路である東京湾岸道路についてはどのような配慮を
建設大臣は行つたか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。